

第12章 避難場所等の確保

- 1 避難場所の確保
- 2 地区内残留地区の確保
- 3 避難道路の確保
- 4 避難場所等の指定見直し時期
- 5 避難場所等周辺での不燃化の促進

第12章 避難場所等の確保

1 避難場所の確保

現況で221か所ある避難場所を継続して確保するとともに、公共事業（大規模公園、スーパー堤防、都営住宅や公社住宅などの公営住宅、学校、市街地再開発事業地、高台まちづくり等をいう。以下同じ。）等で整備された大規模なオープンスペースについて、避難場所としての要件を満たす場所は、施設管理者等と協議の上、避難場所として指定し、避難距離の短縮化と安全性の向上を図ります。

避難場所の指定は、土地利用や建物の状況、人口動態の変化、公共事業等の進捗状況に鑑みておおむね5年ごとに見直しを行うものとし、見直しに当たっては、地震・火災の専門家や学識経験者、行政関係者などで構成する専門部会において避難場所等に係る課題の検討や安全性の検証を行うとともに、都と23区とで構成する連絡協議会においても、避難場所等の確保及びその適切な運用管理に取り組んでいきます。

今後、公共事業等で大規模なオープンスペースが整備されたときは、指定見直しの際に、施設管理者等との協議、専門部会や協議会における安全性検証等を経た上で、避難場所の拡大等の指定を行っていきます。

そのうち、整備拡充等が予定されている大規模公園及びスーパー堤防は、表12-1、表12-2、表12-3、図12-1のとおりです。優先整備区域は、令和2年度から令和11年度までの10年間に公園・緑地の整備を優先的に進める区域であり、新たに事業認可を取得する「新規事業化区域」と、既に事業認可を取得している「事業促進区域」から構成されます。

なお、これ以外についても、公共施設の整備や民間の開発等の機会を捉え、避難場所等の指定を進めていきます。

また、大規模公園や避難場所に存する都有施設などの公共施設においては、防災関連設備（非常用発電設備、災害用トイレなど）の充実化の促進等、周囲の防災関連の施設との機能分担などに配慮しながら、安全性と利便性の向上を図ります。

第12章 避難場所等の確保

表12-1 大規模なオープンスペースの整備が予定されている事業（公園：都施行）

番号・避難場所名		重点公園・緑地 名称（主な開園名称）	合計面積 (㎡)	優先整備区域			
				事業促進区域		新規事業化区域	
				区域	面積 (㎡)	区域	面積 (㎡)
1	8 芝公園・慶応大学一帯	芝公園	1,200	港区芝公園四丁目	1,200	—	—
2	16 戸山公園一帯	戸山公園	6,400	新宿区戸山三丁目	4,700	新宿区大久保三丁目	1,700
3	17 明治神宮外苑地区	明治公園	32,300	渋谷区千駄ヶ谷一・二丁目、 新宿区霞ヶ丘町	32,300	—	—
4	61 祖師谷公園・総合工科高校一帯	祖師谷公園	53,100	世田谷区上祖師谷三、成城九丁目	12,000	世田谷区上祖師谷三 ・四丁目、成城九丁目	41,100
5	64 明治神宮・代々木公園一帯	代々木公園	11,700	渋谷区神南一丁目	4,300	渋谷区神南一丁目	7,400
6	74 和田堀公園（東地区）一帯	和田堀公園	102,100	杉並区大宮一・二丁目、松ノ木 一・二丁目、堀ノ内一丁目	97,200	杉並区堀ノ内二丁目	4,900
7	75 善福寺川緑地・和田堀公園 （西地区）一帯	善福寺川緑地	2,900	杉並区成田西三・四丁目	2,900	—	—
8	80 高井戸公園一帯	高井戸公園	130,700	杉並区久我山二丁目	108,900	杉並区久我山二丁目	21,800
9	97 浮間公園・荒川河川敷緑地一帯	浮間公園	2,100	北区浮間二丁目	2,100	—	—
10	98 高島平二・三丁目地区	赤塚公園	19,600	板橋区赤塚四・五丁目	12,300	板橋区赤塚四・五丁目	7,300

第12章 避難場所等の確保

表12-1 大規模なオープンスペースの整備が予定されている事業（公園：都施行）

番号・避難場所名		重点公園・緑地 名称（主な開園名称）	合計面積 (㎡)	優先整備区域			
				事業促進区域		新規事業化区域	
				区域	面積 (㎡)	区域	面積 (㎡)
11	101城北中央公園一帯	上板橋公園 (城北中央公園)	71,800	板橋区桜川一丁目、小茂根五丁目、練馬区氷川台一丁目、羽沢三丁目	71,800	—	—
12	103石神井公園一帯	石神井公園	40,400	練馬区石神井台一・二丁目、石神井町五丁目	13,700	練馬区石神井台二丁目、石神井町五丁目	26,700
13	106舎人公園一帯	舎人公園	34,800	足立区古千谷一丁目、西伊興町、西伊興一・二・三丁目、皿沼三丁目	34,800	—	—
14	112水元公園・江戸川緑地一帯	水元公園	2,000	葛飾区東金町五・八丁目	2,000	—	—
15	117篠崎公園・江戸川緑地一帯	篠崎公園	118,200	江戸川区西篠崎一丁目、上篠崎四丁目、篠崎町八丁目、北篠崎二丁目	114,300	江戸川区西篠崎二丁目、上篠崎三丁目	3,900
16	124清澄庭園	清澄公園 (清澄庭園)	3,800	江東区清澄三丁目	3,800	—	—
17	126亀戸中央公園	亀戸中央公園	3,600	江東区亀戸九丁目	3,600	—	—
18	148豊島園	練馬城址公園	220,000	—	—	練馬区春日町一丁目、向山三丁目	220,000
19	156林試の森公園	目黒公園 (林試の森公園)	21,800	—	—	品川区小山台二丁目	21,800
20	170行船公園・宇喜田住宅一帯	宇喜田公園	10,500	江戸川区北葛西三丁目	300	江戸川区北葛西三丁目、宇喜田町	10,200
21	188善福寺公園・東京女子大学一帯	善福寺公園	800	杉並区善福寺二丁目	800	—	—

第12章 避難場所等の確保

表12-2 大規模なオープンスペースの整備が予定されている事業（公園：区施行）

番号・避難場所名		重点公園・緑地 名称（主な開園名称）	合計面積（㎡）	優先整備区域			
				事業促進区域		新規事業化区域	
				区域	面積（㎡）	区域	面積（㎡）
22	47東京国際空港天空橋周辺	羽田空港公園	32,700	—	—	大田区羽田空港一・二丁目	32,700
23	60馬事公苑・東京農業大学一带	上用賀公園	31,000	世田谷区上用賀四丁目	31,000	—	—
24	78柏の宮公園一带	杉並南中央公園	5,800	杉並区浜田山二丁目	5,800	—	—
25	89桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地区	赤羽台けやき公園	15,000	北区赤羽台一丁目	15,000	—	—
26	94都営滝野川三丁目団地一带	滝野川三丁目公園	5,100	北区滝野川三丁目	5,100	—	—
27	105大泉中央公園一带	大泉学園町北公園（大泉学園町希望が丘公園）	10,000	練馬区大泉学園町九丁目	10,000	—	—
28	117篠崎公園 169都立葛西工業高校・西瑞江住宅一带 222江戸川スポーツランド周辺一带	江戸川緑地	15,100	江戸川区上篠崎一丁目	11,700	江戸川区江戸川四丁目	3,400
29	118江戸川南部一带	左近川・長島川公園	60,200	江戸川区臨海一・二・三丁目 及び清新町二丁目地先	60,200	—	—
30	128玉川野毛町公園一带	玉川野毛町公園	27,600	世田谷区野毛一丁目	27,600	—	—
31	131江北六丁目団地一带	上沼田東公園	9,000	—	—	足立区江北六丁目	9,000

第12章 避難場所等の確保

表12-2 大規模なオープンスペースの整備が予定されている事業（公園：区施行）

番号・避難場所名		重点公園・緑地 名称（主な開園名称）	合計面積（㎡）	優先整備区域			
				事業促進区域		新規事業化区域	
				区域	面積（㎡）	区域	面積（㎡）
32	144飛鳥山公園	飛鳥山公園	600	北区王子一丁目	600	—	—
33	145北運動公園一帯	神谷公園	4,000	—	—	北区神谷二丁目	4,000
34	244 区立二子玉川公園	二子玉川公園	2,600	世田谷区上野毛二丁目	2,600	—	—
35	187多摩川河川敷・田園調布一帯	多摩川台公園	5,000	—	—	大田区田園調布一丁目	5,000
		丸子多摩川公園 （田園調布せせらぎ公園）	18,200	大田区田園調布一丁目	9,000	大田区田園調布一丁目	9,200
36	208練馬総合運動場一帯	練馬総合運動場公園	400	—	—	練馬区練馬二丁目	400
37	219洗足池公園一帯	洗足公園 （洗足池公園）	13,700	大田区南千束一・二丁目	1,300	大田区南千束一・二丁目	12,400

表12-3 大規模なオープンスペースの整備が予定されている事業（スーパー堤防）

番号・ 避難場所名		事業主体	事業地区名	事業地	地区面積(ha) 又は延長(km)	R7年度	R12年度
1	178 千寿第八小学校一帯	都	千住大川端地区	足立区千住関屋町	0.5km	一部 完了	完了

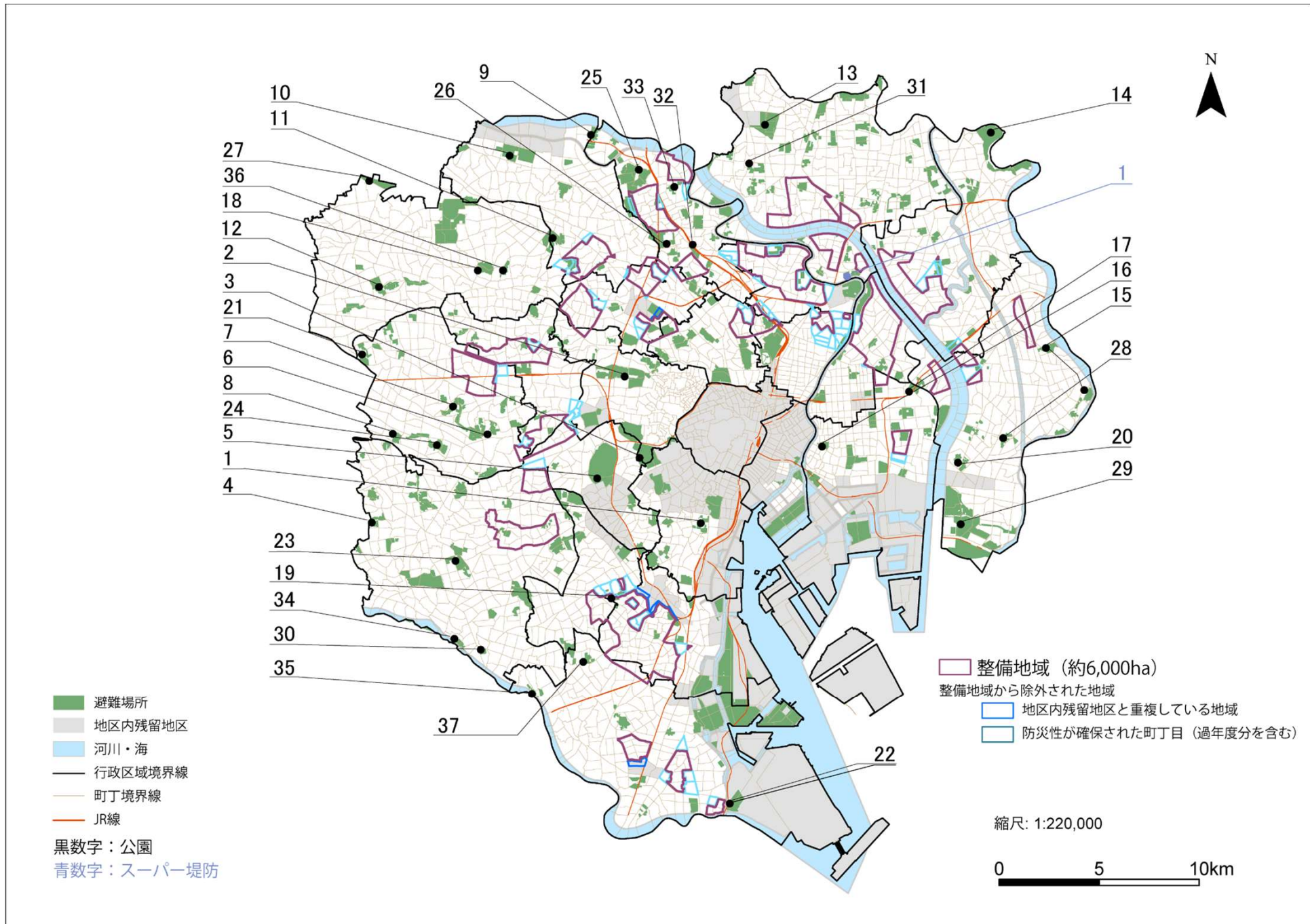


図12-1 避難場所の整備

2 地区内残留地区の確保

現況で40地区ある地区内残留地区を確保するとともに、耐震化や不燃化が進展し、地区内残留地区の要件を満たすようになった地域については、指定見直しの際に安全性を慎重に検討し、安全性が確保できる場合には、その指定を行っていきます。

加えて、耐震改修費用の助成制度等の活用、都市開発諸制度等を活用した民間建築物等の建替えやオープンスペースの確保等、地区内残留地区の一層の安全性向上に取り組んでいきます。

また、都市開発の機を捉えた大規模な新規の民間建築物における一時滞在施設、防災備蓄倉庫、自家発電設備の整備の促進により、地区内残留地区の機能向上を図っていきます。

3 避難道路の確保

現況で13系統49.6kmある避難道路については、今後、指定見直し時に、避難場所の新規又は拡大指定、地区内残留地区の新規又は拡大指定に伴いその見直しを行っていきます。また、沿道の不燃化等により安全性の向上を図っていきます。

4 避難場所等の指定見直し時期

避難場所、地区内残留地区、避難道路については、おおむね5年ごとに見直しを行っています（第9回目の指定見直しは令和4年7月に実施）。

また、見直し後は、速やかに新規又は拡大した避難場所に標識を設置します。

5 避難場所等周辺での不燃化の促進

避難場所や避難場所候補地において、周辺地域の建築物の耐震化や不燃化を促進し、避難場所の新規指定・拡大を図り、避難有効面積の増大、安全性の更なる向上を図っていきます。

表12-4 避難場所周辺での不燃化事業

避難場所名	事業区分	事業主体	事業地区名	事業地	地区面積 (ha) 又は延長 (km)	R7年度	R12年度
157 戸越公園一帯周辺地区	不燃化	品川区	戸越公園一帯	品川区豊町一丁目ほか	20.0ha	事業中	完了